

第1章 小林市国際化・多文化共生推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、日本国内の在留外国人の数は増えており、平成20年(2008年)は221万人、平成29年(2017年)は256万人と10年間で約34万人増加しています。(*1)

宮崎県においては、平成20年(2008年)は4,162人、平成29年(2017年)は5,783人と10年間で1,621人増加しています。(*2) さらに、小林市で見ると、平成20年(2008年)は243人(*3)、平成29年(2017年)は470人(*4)と10年間で約2倍(227人)の増加となっています。

また、日本を訪れる外国人観光客数も増加傾向にあり、宮崎県における外国人宿泊客は平成20年(2008年)が85,241人、平成29年(2017年)が225,914人(*5)と、この10年で約2.6倍(140,673人)に増えています。一方、本市における平成30年度(2019年度)の外国人観光客数は7,634人となっており、一定数の観光客が訪れています。(*6)

このように本市内においても外国人と接する機会が増えていく現状において、わたし達市民は、お互いの文化や考え方を理解し、違いを尊重し合うことが重要です。

市民一人ひとりの理解、協力のもと、官民一体となって(協働によって)国際化施策を効果的に展開し、本市のめざす将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかどこ 小林市」の実現を図るために小林市国際化・多文化共生推進計画を定めます。

*1) 在留外国人統計(旧登録外国人統計)(法務省)

*2) 「平成30年度宮崎県の国際化の状況」(宮崎県商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課)

*3) 「2012(平成24)年度版 小林市統計書」(小林市)

*4) 「2019(平成30)年度版 小林市統計書」(小林市)

*5) 「平成30年度宮崎県の国際化の状況」(宮崎県商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課)

*6) 「観光入込客数等調査票」(小林市)

2 計画の位置付け及び推進期間

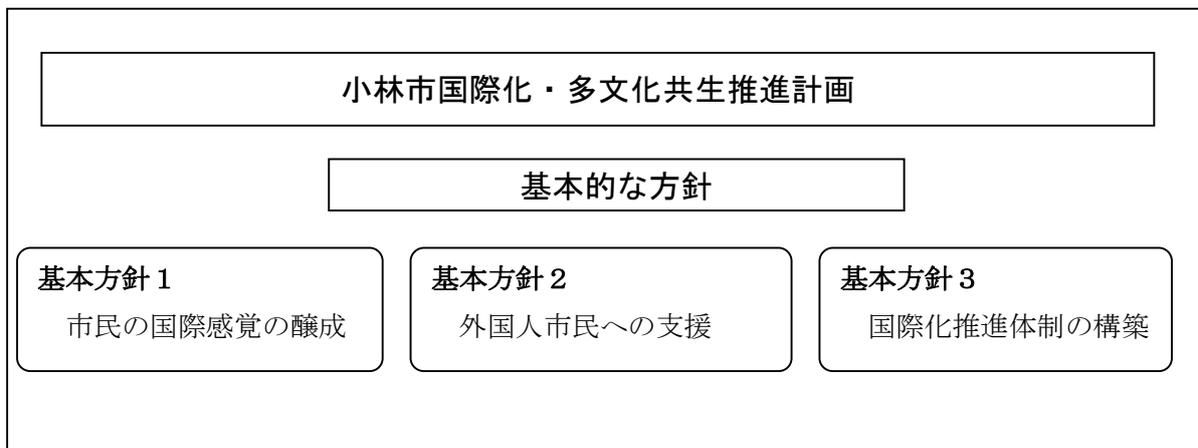
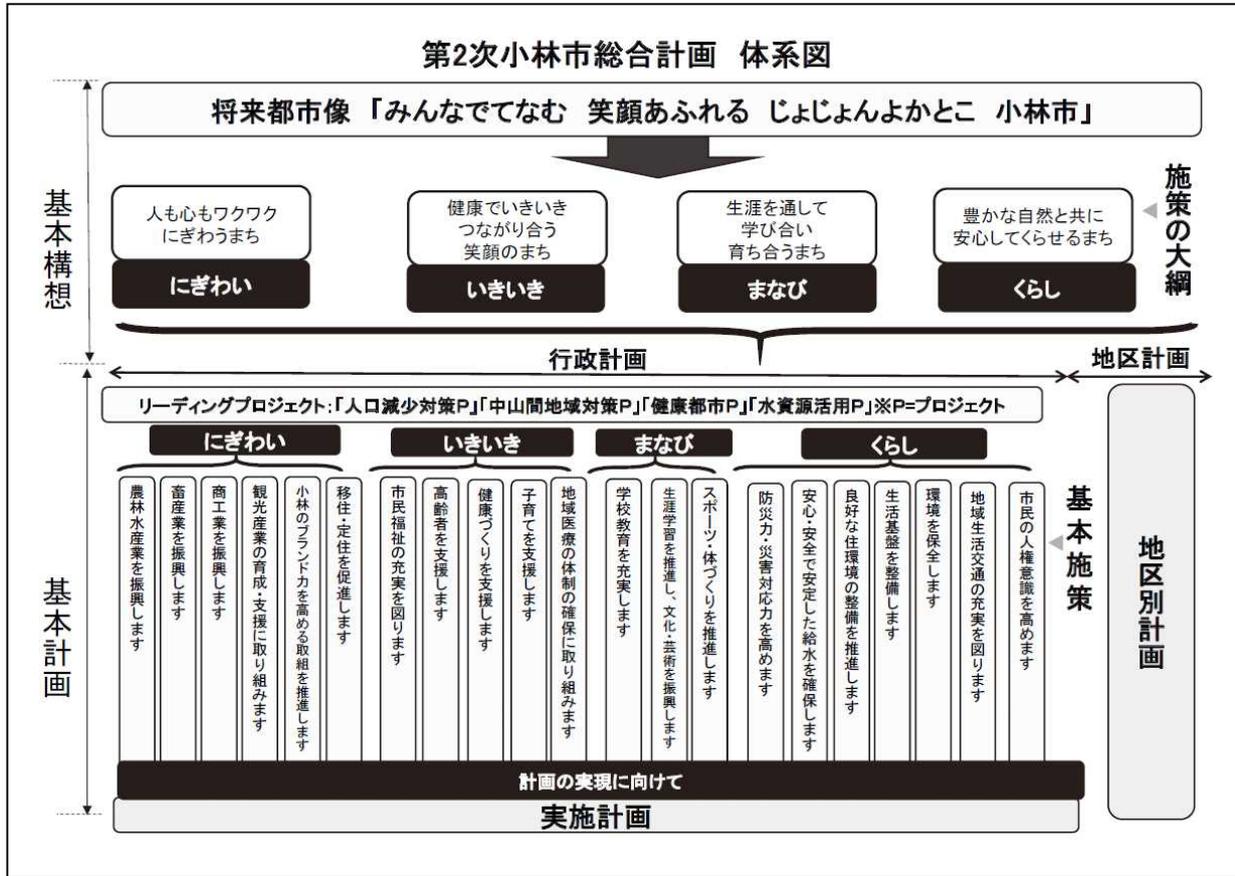
この計画は、第2次小林市総合計画を上位計画とする個別計画であり、今後の本市の国際化・多文化共生施策に関する基本的な方向性を定めるものです。

第2次小林市総合計画の基本構想は、令和7年度(2025年度)を目標とした構想として、長期的な視点に立って本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考えを示した市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです(*7)。このため、本計画においても、令和元年度(2019年度)から令和7年度(2025年度)までの7年間に取り組むべき方向性を示します。

なお、期間が終了する前であっても、社会情勢の大きな変化など必要が生じた場合には見直しを行います。

*7) 現在、総合計画の個別計画である小林市国際化推進方針を本計画へ替えるものです。

小林市総合計画の実施計画としての位置づけ【図】



第2章 小林市の国際化の現状と課題

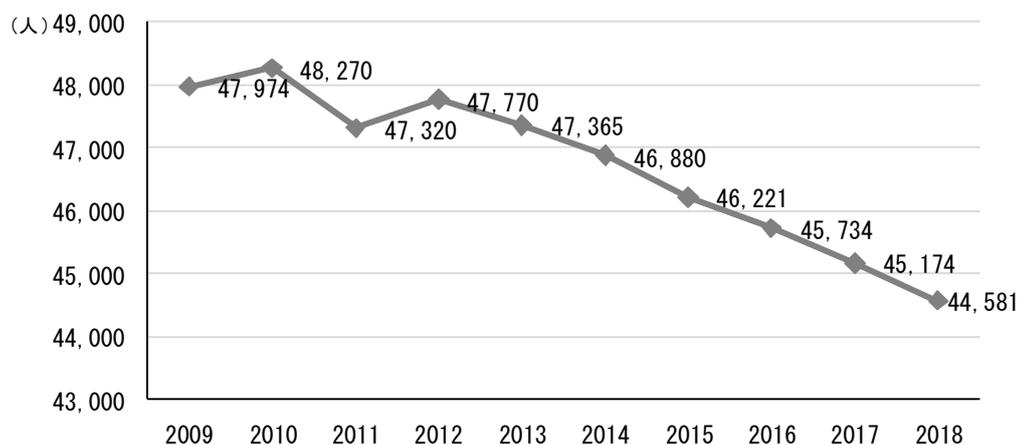
1 小林市を取り巻く国際化の現状

(1) 少子高齢化と人口減少

本市の人口は、平成21年(2009年)の約48,000人から、平成30年(2018年)には約44,000人に減少しており、今後も、少子高齢化及びそれに伴う人口減少が進むと予想されています。(図1)

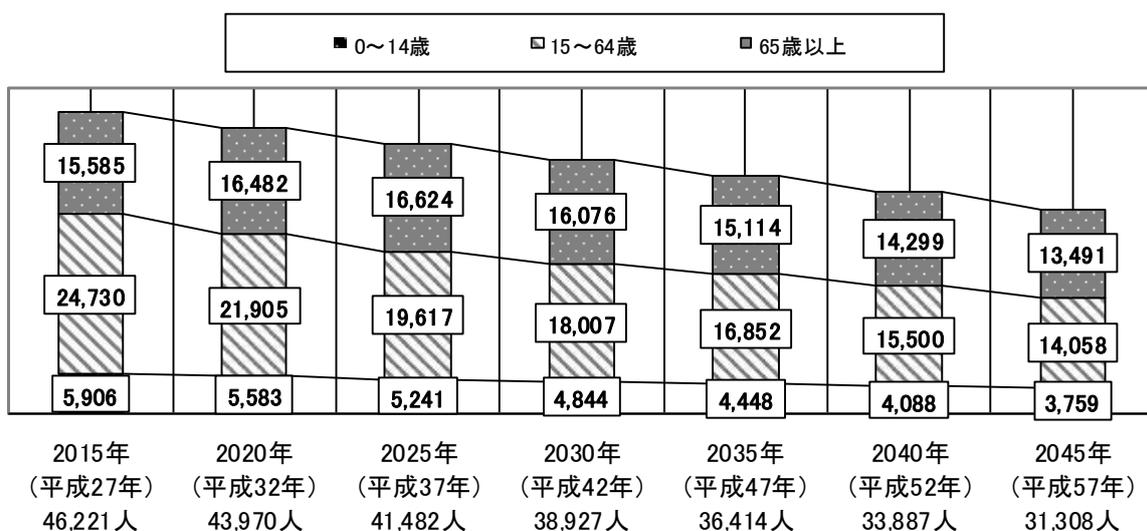
また、15～64歳のいわゆる生産年齢人口の減少が進み、深刻な担い手不足に直面すると考えられます。(図2)

図1 小林市の人口の推移



「小林市の人口推移」(小林市)

図2 小林市の将来推計人口



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」から作成

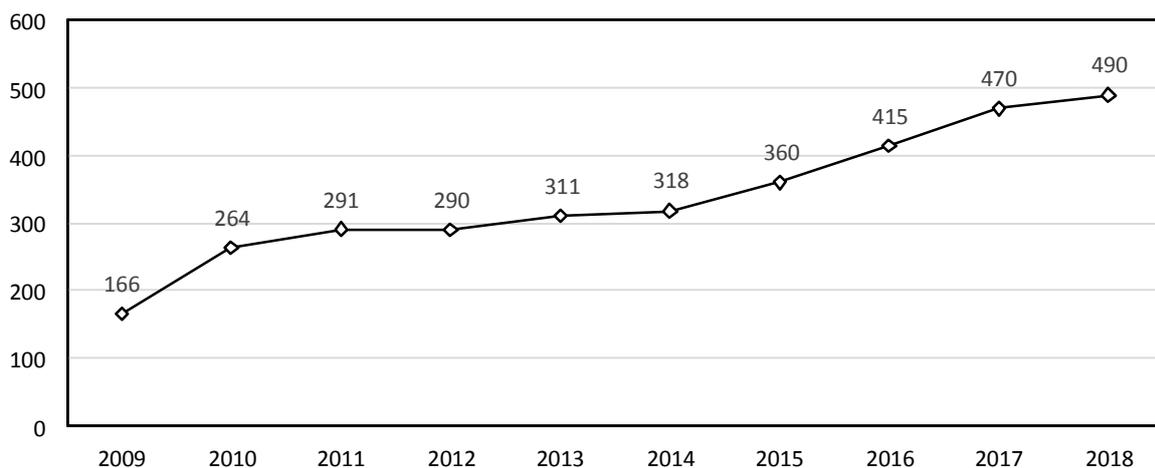
(2) 在留外国人数の状況

① 在留外国人数の推移

市全体の人口が減少するなか、本市における在留外国人数（*1）は平成21年(2009年)が259人、平成30年(2018年)が493人と、この10年で約2倍に増加しており、この傾向は今後も続くものと考えられます。（図3）

*1)：平成23年以前は、旧外国人登録法に基づいて自治体に外国人登録をしていた人の数。

図3 小林市における在留外国人数の推移

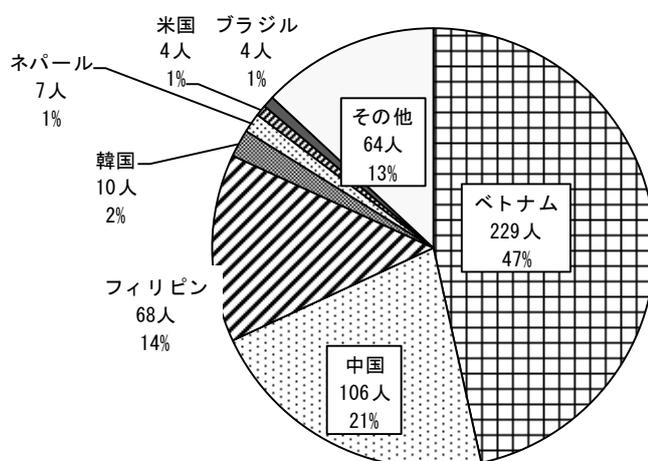


「住民記録外国人国籍・地域別人員集計表」から作成

② 国籍から見る在留外国人数

本市における在留外国人数は、国籍別にベトナム（229人）、中国（106人）、フィリピン（68人）の順に多くなっています。（図4）

図4 国籍別在留外国人数（平成30年(2018年)11月1日現在）

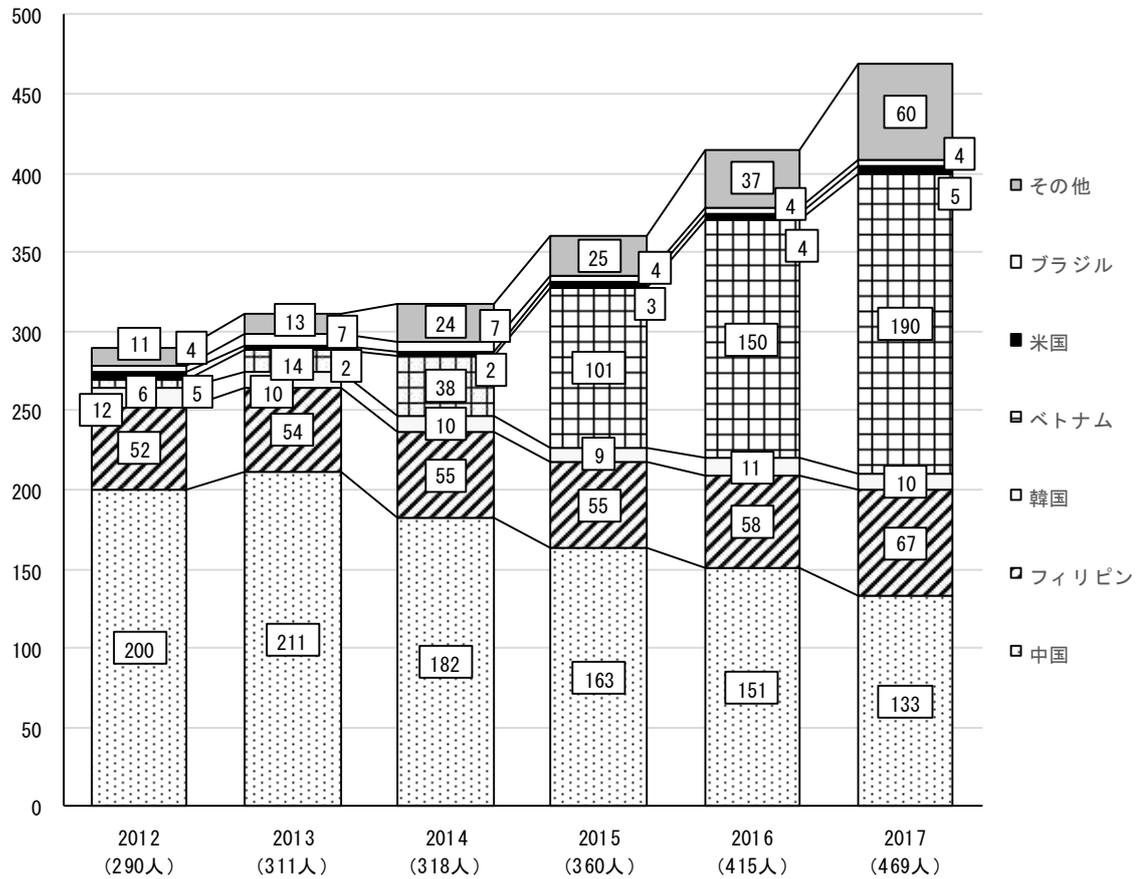


「住民記録外国人国籍・地域別人員集計表」（小林市）から作成

平成 28 年(2016 年)以降、特にベトナム国籍の外国人が増加しています(図 5)。この一因として、企業における外国人技能実習生の増加などが考えられます。

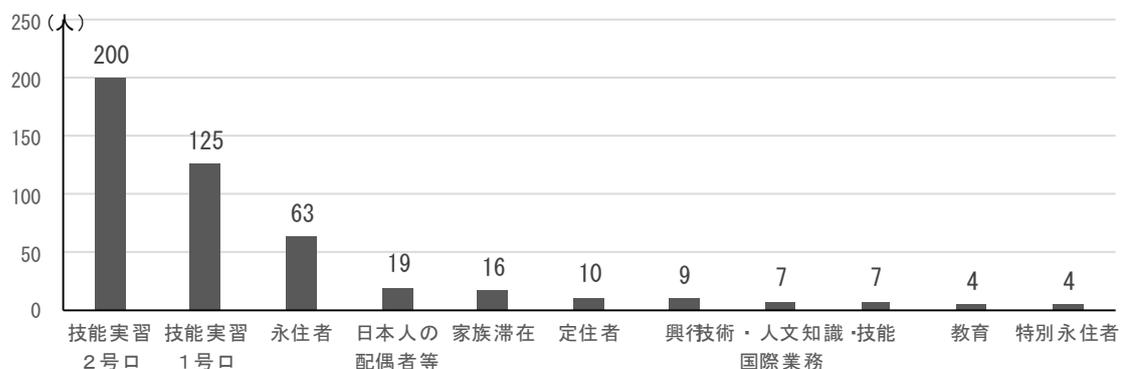
今後も、企業の人材受け入れの増加により、東アジア諸国との交流がさらに活発化していくことが予想されます。

図 5 国籍別在留外国人数の推移



法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」から作成

図 6 小林市の在留資格別在留外国人数(平成 29 年(2017 年))



小林市市民課調べ

③ 在留資格から見る在留外国人数

本市における在留外国人数を在留資格別でみた場合、「技能実習」（325人）で滞在している外国人が多い一方で、「永住者」（63人）、「日本人の配偶者等」（19人）など、将来にわたり長く日本で生活する見込みがある外国人が一定数いることが分かります。（図6）

④ 在留外国人の雇用環境

少子高齢化に加え、進学・就労等に伴う都市部への人口流出により深刻さが増す労働力不足については、平成30年の出入国管理及び難民認定法の改正により、今後、地方においても外国人労働力の受け入れが拡大すると見込まれます。

しかし、不慣れな環境で働く外国人の雇用環境をめぐっては、最低賃金を下回る賃金での就労や日本語支援が十分でないために生じる失踪によるオーバースティなど問題が生じることも予想され、外国人の安定した就業を支援する必要があります。

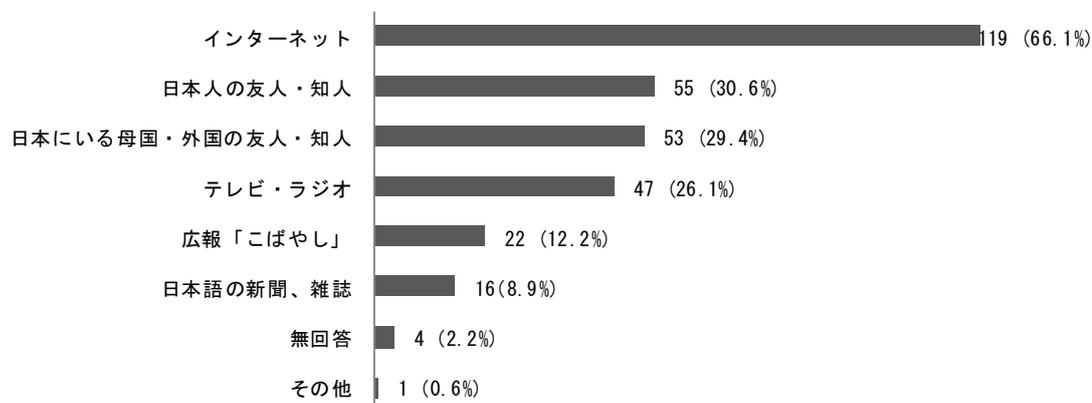
（3）小林市国際化推進に係る外国人向けアンケート

誰もが住みやすい「多文化共生のまちづくり」と「国際化」を推進するため、外国人市民を対象としたアンケートを平成29年8月30日から9月19日までの期間で実施しました。その結果、以下のような現状・課題が把握されました。

■情報の入手先

小林市での生活に必要な情報の入手先について、「インターネット」が66.1%で最も多く、以下、「日本人の友人・知人」が30.6%、「日本にいる母国・外国の友人・知人」が29.4%などとなっています。

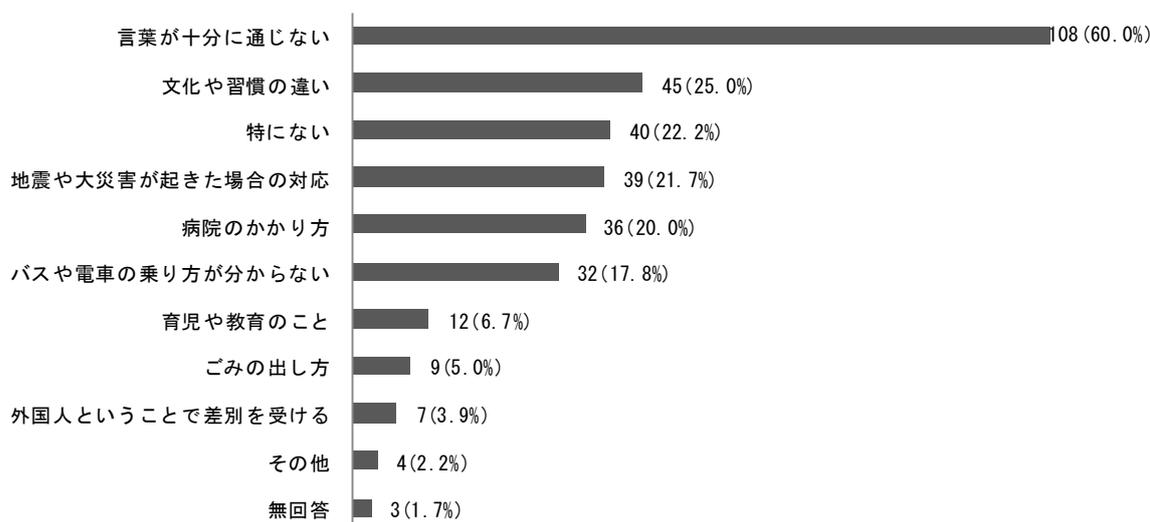
図7-1 小林市での生活に必要な情報の入手方法は？（3つまで）



■ 普段の生活で困っていること心配なこと

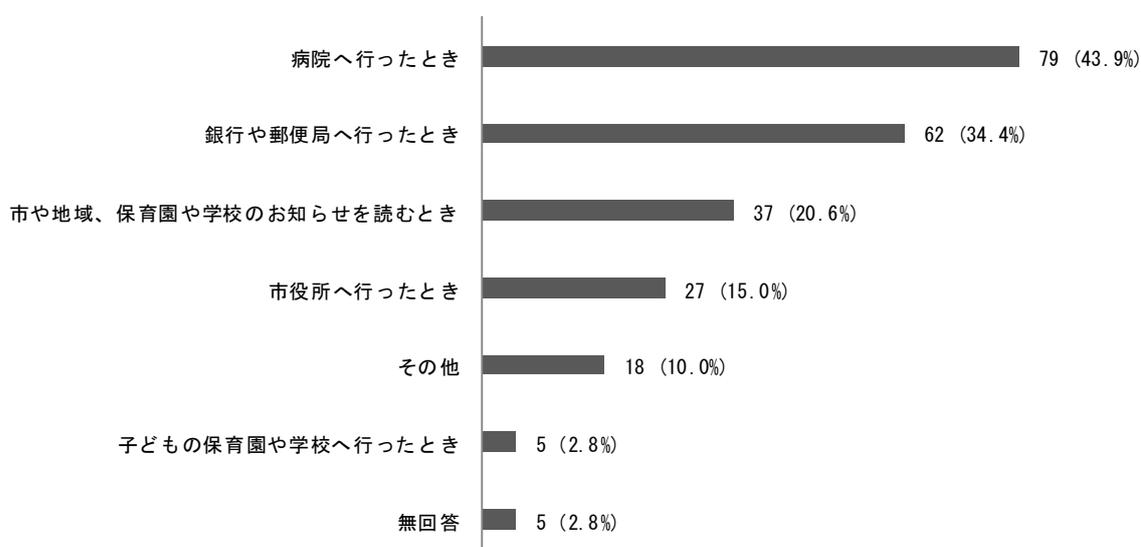
普段の生活で困っていること心配なことについて、「言葉が十分に通じない」が60.0%で最も多く、以下、「文化や習慣の違い」が25.0%、「地震や大災害が起きた場合の対応」が21.7%などとなっています。

図7-2 普段の生活で困っていることや、心配なことは？（複数回答）



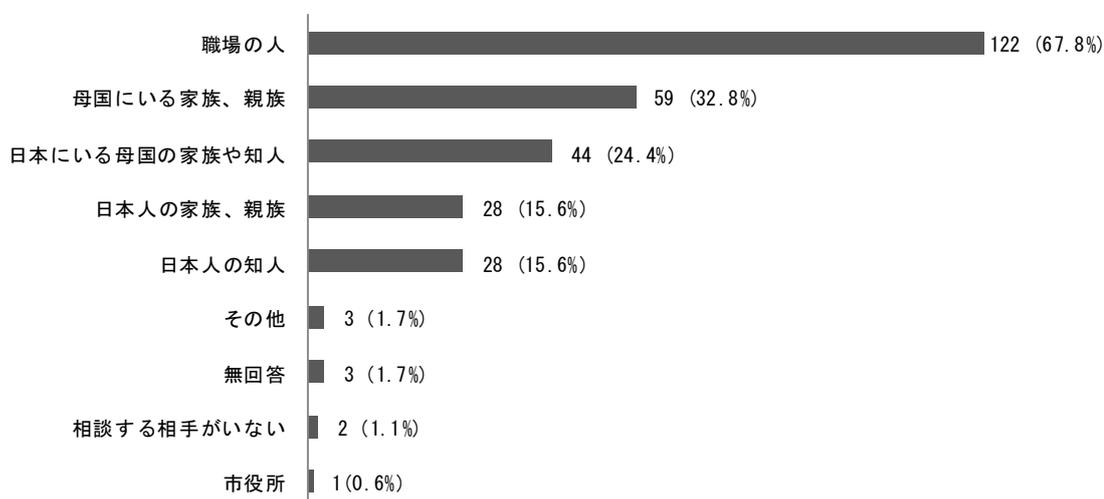
普段の生活で困っていることや心配なことについて「言葉が十分に通じない」と回答した人のうち、「どんな時に言葉が通じなくて困るか」という問いに、43.9%の人が「病院へ行ったとき」、34.4%の人が「銀行や郵便局へ行ったとき」、20.6%の人が「市や地域、保育園や学校のお知らせを読むとき」と回答しました。

図7-3 どんな時に言葉が通じなくて困りますか？（複数回答）



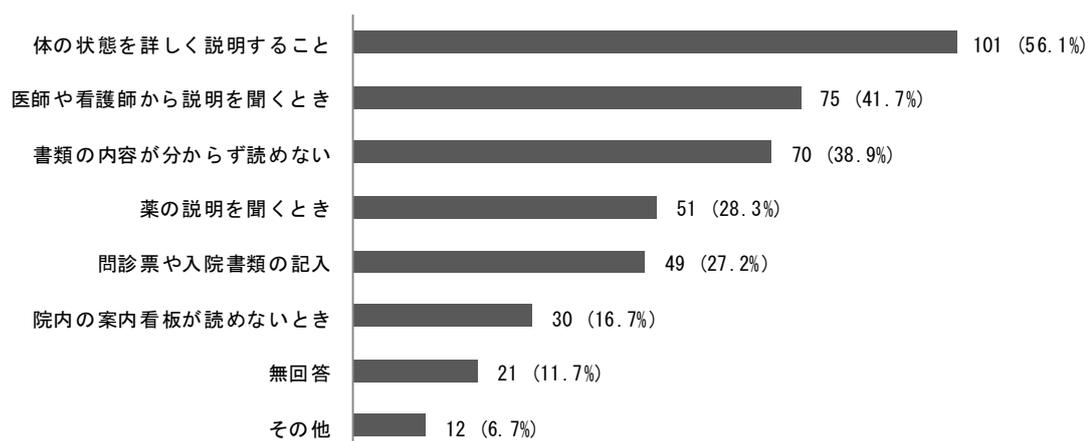
困ったことや心配なことがあったとき誰に相談するかについて、「職場の人」が67.8%で最も多く、以下、「母国にいる家族、親族」が32.8%、「日本にいる母国の家族・知人」が24.4%などとなっています。

図7-4 困ったことや心配なことがあったときは、誰に相談しますか？（複数回答）



病院に行ったとき困ったことや不安を感じたことについて、「体の状態を詳しく説明すること」が56.1%で最も多く、以下、「医師や看護師から説明を聞くとき」が41.7%、「書類の内容が分からず読めない」が38.9%などとなっています。

図7-5 病院に行ったとき、困ったことや不安を感じたことはありますか？（5つまで）



市の広報紙など市から届くお知らせを読んでいるかについて、「はい」が29.4%、「ときどき」が32.8%、「いいえ」が32.8%でした。「いいえ」と回答した人の読まない理由としては、「日本語がわからない」が67.8%で、以下、（自治会に加入していないため）「市の広報が来ない」が28.8%などとなっています。

図7-6 市の広報紙など、市から届くお知らせを読んでいますか？

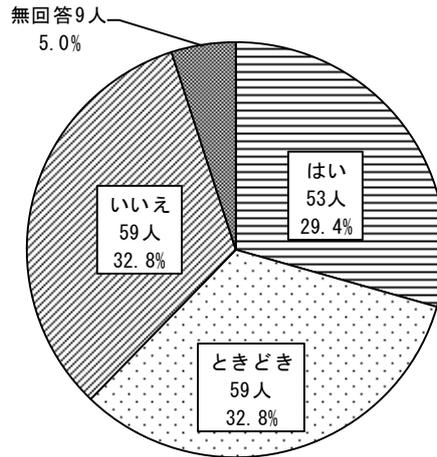
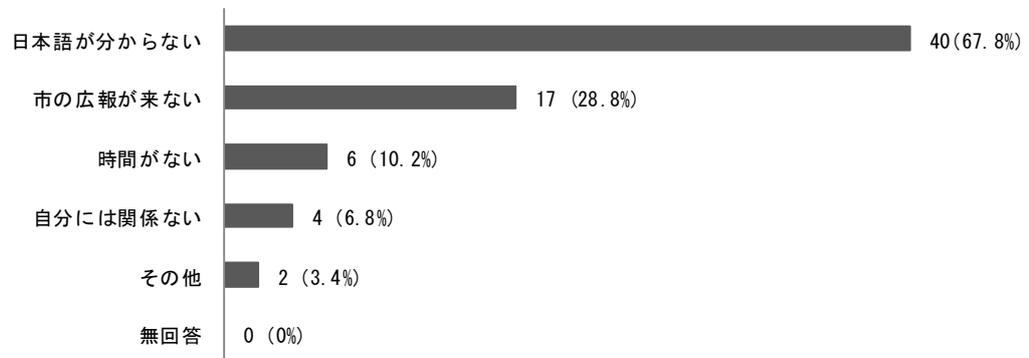
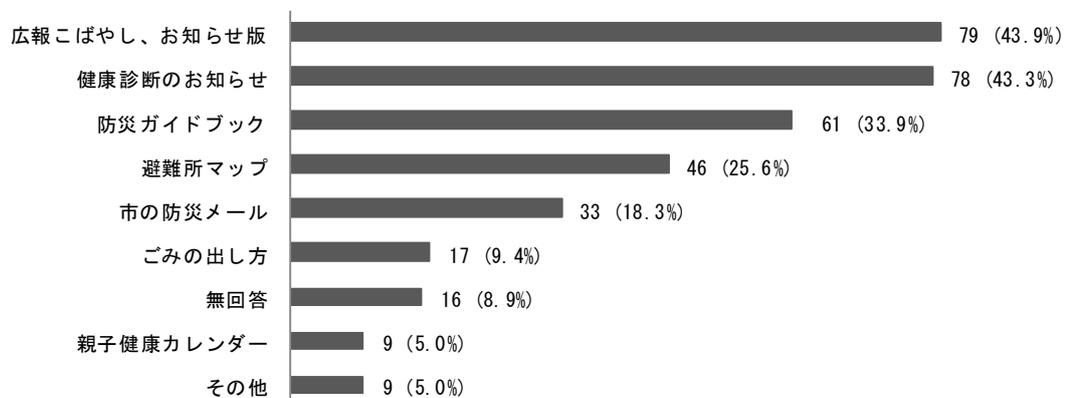


図7-6-2 読まない理由は何ですか？



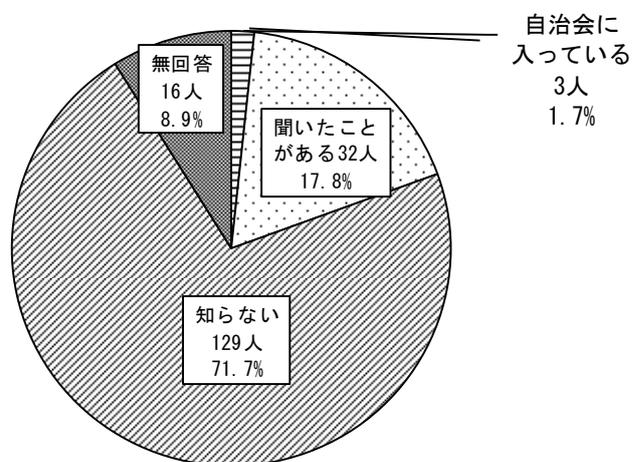
「市からのお知らせで、あなたが話せる言語で情報があればよいと思うものは」という問いに、「広報こぼやし、お知らせ版」が43.9%、「健康診断のお知らせ」が43.3%、「防災ガイドブック」が33.9%などとなっています。

図7-7 市からのお知らせで、あなたが話せる言語で情報があればよいと思うものは？
(3つまで)



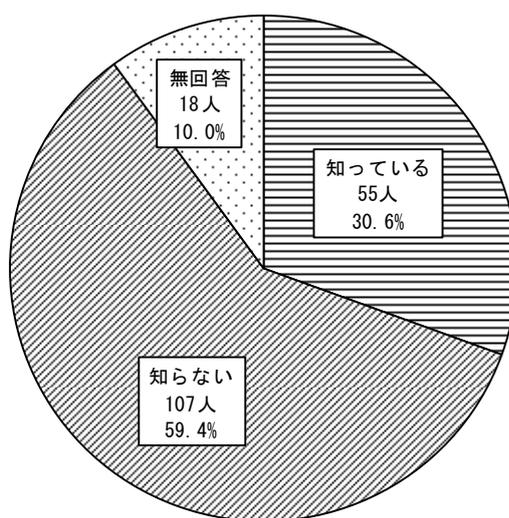
自治会を知っていますかという問いに、71.7%が「知らない」と回答しており、「実際に自治会に入っている」は1.7%にとどまっています。

図7-8 自治会を知っていますか？



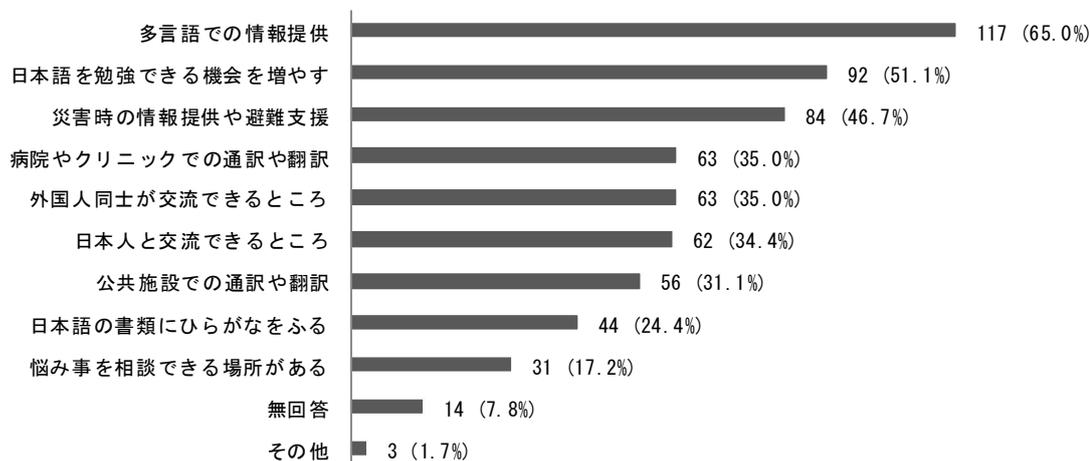
自分の家の近くの避難所を知っているかについて、59.4%が「知らない」と回答し、「知っている」は30.6%となっています。

図7-9 自分の家の近くの避難所を知っていますか？



外国の方にも暮らしやすい小林市にするために必要なことについて、「多言語での情報提供」が65.0%と最も多く、以下、「日本語を勉強できる機会を増やす」が51.1%、「災害時の情報提供や避難支援」が46.7%などとなっています。

図7-10 外国の方にも暮らしやすい小林市にするために必要だと思うことは？
(複数回答)



2 学校教育における国際化の現状と課題

国際化の進展に対応できる人材を育成するためには、若い世代から国際感覚を育むための環境を整備することが重要です。

このため、本市では、小・中学校において国際交流員（C I R）や外国語指導助手（A L T）による国際理解教育や英語を中心とした外国語教育を推進し、国際化に関する教育の充実を図っています。

令和2年（2020年）から実施される小学校学習指導要領の改訂に伴い、本市内の公立小学校でも5～6年生に外国語科が、3～4年生に外国語活動が正式に導入されます。これにより、外国語によるコミュニケーションの見方・考え方を働かせ、コミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指します。その背景には、グローバル化が進み、社会環境・雇用環境の大きな変化が進む社会に対応しうる人材を育て、これからの時代を生き抜く力を育てるという目標があります。

一方、近年、外国人永住者が家族を伴って日本国内で居住する機会が増加し、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実も図る必要が高まっています。

宮崎県内全域で見えますと、少数ではあるものの日本語指導が必要な児童生徒の受入があり、少人数が広範囲に散在する「地域散在型」で在籍し（表1）、これらの児童生徒の母語は日本語以外であることが分かります（表2、表3）。

表1 県内における日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況 (人)

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童数	学校数
外国籍	31	11	16	9	0	0	47	20
日本国籍	4	4	4	4	0	0	8	8

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」より作成

表2 県内における日本語指導が必要な外国籍児童生徒の母語別在籍状況 (人)

	英語	韓国語	フィリピン語	中国語	その他	合計
外国籍	7	0	3	7	30	47

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」より作成

表3 県内における日本語指導が必要な日本国籍児童生徒の言語別在籍状況 (人)

	日本語	英語	韓国語	フィリピン語	中国語	その他	合計
日本国籍	1	1	0	3	2	1	8

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」より作成

本市においては、令和元年（2019年）現在、日本語指導が必要な児童生徒が数名在籍しています。これらの児童生徒の受け入れに当たって、個々の実態を的確に把握し、当該児童生徒が自信や誇りをもって学校生活を送ることができるよう配慮していく必要があります。

3 国際化に向けた取組を実施する団体等の活動の現状と課題

平成 22 年度(2010 年度)実施の「宮崎の国際化に関する県民アンケート調査」(宮崎県)によると、「国際化」と聞いて思いつくことは、「芸術、文化、スポーツなどの国際交流が盛んになる」(66.6%)、「外国の文化や生活習慣などへの理解が深まる」(57.7%)、「海外への企業進出、海外からの企業誘致などの企業活動が盛んになる」(43.4%)、「日本を訪れる外国人が増える」(40.4%)という回答となっています(複数回答可:5つ以内)。

同アンケートの中で、国際化を推進する上で重点的に取り組むべきこととして、「国際交流・協力活動を担う人材・団体の育成」(55.4%)、「スポーツ・文化交流」(52.4%)、「学校教育における国際理解教育の促進」(44.4%)という回答となっています。

市内の国際交流に関する市民活動団体は、小林市が把握しているもので、令和元年度(2019 年度)現在 3 団体あり、それぞれの団体でそれぞれの活動を展開しています。今後は、そのような市民団体の力を最大限に活かし、それらの人材や団体のネットワークを構築するとともに、広く市民に国際化理解活動への参加機会を提供し、新たな人材の育成や活動が広がっていくよう環境整備をしていく必要があります。そのためには国際理解や多文化共生に関する様々な情報を収集・提供できる拠点整備も必要となっています。

また、本市の観光については、観光庁の日本版DMO法人の登録を受けたDMO法人が主体となり、外国人観光客の誘致に向けたプロモーション活動や着地型観光ツアーの造成・販売など進めています。これらの活動による外国人対応への取組に支援が必要です。